

外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握について

1 概要

外国人の子どもについては、その保護者に学校教育法第 16 条等による就学義務は課されておらず、市町村教育委員会にも学校教育法施行令第 1 条に規定する学齢簿の編製義務はない。

このような中、今後の更なる在留外国人の増加が予想される中、令和元年 6 月 28 日に外国人の子どもの就学について「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、さらに令和 2 年 6 月 23 日「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定された。これに基づき文部科学省から「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が示され、市教育委員会においてもその取組が求められている。

2 現状

外国人の子どもの就学の機会を確保する観点から、住民基本台帳に登録されている外国籍の子どもについて、学齢簿を編製するとともに、保護者に入学手続きの案内を送付している。

入学前の 7 月下旬 「市立小学校への入学についてのお知らせ」送付
入学前の 9 月初旬 「就学願」受付締切 （以降も随時受付）
入学前の 11 月 就学時健康診断
入学前の 1 月初旬 入学通知書送付

(人)

	対象者	就 学	私 学	出 国	不 明
H30 入学	24	16			8
H31 入学	29	20	1	2	6
R 2 入学	25	21			4

3 今後の取組

現在は就学願を提出しなかった外国人の保護者に対し、子どもの就学状況を確認していないが、今後は就学についての案内を定期的に送付するとともに庁内関係各課との情報共有により就学状況の把握に努めることとする。

2教地義第730号
令和2年7月15日

区市町村教育委員会学務担当課長 殿

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課長

西 山 公 美 子
(公印省略)

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について（通知）

外国人の子供の就学については「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）」第10条に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）」が策定されたところです。文部科学省が本指針に基づき標記の指針を策定しましたので通知します。

区市町村教育委員会におかれましては、外国人の子供の就学について本指針を参酌いただき、適切な御対応をお願いします。

担当

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課小中学校担当
山田

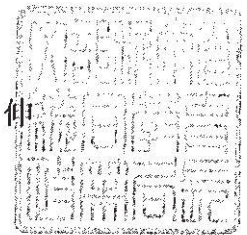
電話 03（5320）6752



2 文 科 教 第 294 号
令 和 2 年 7 月 1 日

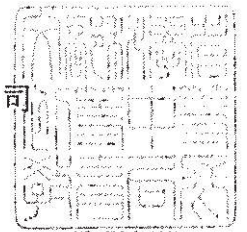
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長
浅 田 和 伸



(印影印刷)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
丸 山 洋 司



(印影印刷)

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について（通知）

令和元年6月28日に公布・施行された日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号。以下「法」という。）第10条に基づき、政府として、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定しました。

本基本方針においては、外国人の子供の就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定することとされていることに基づき、このたび別添のとおり、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針（以下「指針」という。）を策定しました。

各地方公共団体におかれては、法第5条に基づき、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することから、指針を参酌いただき、必要な措置を講じていた

だくようお願いします。また、各都道府県及び都道府県教育委員会においては、域内の市町村及び市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いします。

なお、施策の実施等に当たっては、下記の点も留意いただくようお願いします。

記

1. 文部科学省が実施する施策の活用について

(1) 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

指針において記載した各事項の実施にあたっては、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」による補助事業「Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」及び「Ⅱ 定住外国人の子供の就学促進事業」の活用が可能であることから、適宜、これらの事業を活用した実施方策について検討されたい。

(2) 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

指針において記載した各事項の実施にあたっては、文部科学省が令和元年に実施した「外国人の子供の就学状況等調査」の回答を元に取りまとめた先進的な取組事例について、適宜、参考とされたい。

(3) その他

文部科学省において作成した「外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）」等の各種資料や帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」等についても、これらを活用することについて留意願いたい。

2. 出入国記録の確認に関する留意事項

外国人の子供の出入国の記録について、東京出入国在留管理局に対し照会する際は、「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」に留意しつつ、別紙「照会書（様式例）」を参考として行うこととされたい（留意事項については、平成 31 年 3 月 19 日付けで、ek-bridge（出入国在留管理庁と市町村間の情報連携システム）をもって、法務省入国管理局出入国管理情報官から市区町村在留関連事務担当課長宛てに送付済み）。

なお、市町村に住民登録を行っている在留外国人については、当該市町村と出入国在留管理庁との間で情報連携が行われているところ。このため、外国人の子供及びその保護者の在留資格・在留期間・在留カード番号等については、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）において定める住民票の記載事項でもあることから、その者が住民登録を行っている市町村の住民基本台帳部局において把握していることにも留意されたい。

3. 学校での受入れ後の指導に関する留意事項

外国人の子供に対しては学校において、日本語の学習を行うとともに、日本語と教科を統合した学習を行うことにより教科学習に自律的に参加できる力を養うなど、組織的・体系的な指導が必要である。このため、指導に当たっては以下の事項について留意されたい。

- ・外国人の子供の日本語能力等に応じ、「特別の教育課程」による日本語指導・教科指導等の指導・支援を実施すること
- ・学校において、「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援等、必要な指導・支援を行うことのできる体制を構築すること
- ・教育委員会が独自に実施する現職教師のための研修の他、法定研修や免許状更新講習、校内研修など、各地域において、外国人児童生徒等の教育に関する知識を学ぶ場が設けられること
- ・小・中・高等学校等が連携し、外国人の子供のための「個別の指導計画」を踏まえて必要な情報を整理し、情報共有を図ること。このため、「特別の教育課程」による日本語指導・教科指導等の内容や指導上の配慮事項等について、指導要録に記載すること

(別添) 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

(別紙) 照会書(様式例)

(参考1) 日本語教育の推進に関する法律

(参考2) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(参考情報)

①帰国・外国人児童生徒等教育に関する事業概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1339531.htm

②外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_03.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_04.pdf

③外国人児童生徒受入れの手引き(改訂版)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

④外国人幼児等の受入れにおける配慮について

https://www.mext.go.jp/content/20200306-mext_youji-000005738_01.pdf

⑤帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」

<https://casta-net.mext.go.jp/>

⑥外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

⑦外国人児童生徒のための就学ガイドブック

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

⑧外国人児童生徒等教育アドバイザー

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

⑨外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム

<https://mo-mo-pro.com/>

⑩児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/jinzainokenshu_boshu/index.html

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 日本語指導係

03-5253-4111（内線2035）

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

令和 2 年 7 月 1 日
文 部 科 学 省

1. 趣旨

我が国における外国人の子供の受入れ体制の整備及び就学後の教育の充実については、国際人権規約及び児童の権利に関する条約を踏まえ、各地方公共団体において取組が進められてきたところ。

しかし、平成 30 年 12 月に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）が改正され、今後、更なる在留外国人の増加が予想される。また、令和元年度に文部科学省が実施した「外国人の子供の就学状況等調査」により約 2 万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が明らかとなったところである。

こうした状況に対しては、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供に対する就学機会の提供を全国的に推進することが必要である。

については、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和 2 年 6 月 23 日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項について、以下において示す。

2. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

（1）就学状況の把握

学齢（6～15 歳）の外国人の子供の保護者については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条等による就学義務は課されておらず、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 1 条に規定する学齢簿の編製については、外国人の子供は対象とならないものの、外国人の子供についても就学の機会を確保する観点から、市町村教育委員会においては以下の取組を推進する必要がある。

- ・ 首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等）や外国人の支援を行う NPO 等の団体と連携し、学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握すること
- ・ 関係行政機関との連携も図りつつ、学校教育法第 1 条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握すること

（2）就学案内等の徹底

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、教育委員会においては、市町村

又は都道府県の広報誌やホームページ等の利用、就学ガイダンスの開催等により、就学援助制度を含め、外国人の子供の就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する必要がある。また、就学の案内を徹底するために、以下の取組が求められる。

- ・外国人の保護者に対して、住民基本台帳等の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を送付すること
- ・就学案内や就学に関する情報提供等を行うに当たっては、域内に居住する外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること
- ・就学案内に対して回答が得られない外国人の子供については、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めること
- ・首長部局（福祉部局、保健部局等）と連携し、乳幼児健診や予防接種の受診等、様々な機会を捉えて、外国人の保護者に対する情報提供を実施すること
- ・学齢期に近い外国人幼児のためのプレスクールや来日直後の外国人の子供を対象とした初期集中指導・支援を実施するなど、円滑な就学に向けた取組を進めること
- ・義務教育諸学校への円滑な就学に資することに鑑み、外国人幼児の幼稚園・認定こども園等への就園機会を確保するための取組（園児募集や必要な手続等の情報について多言語化を行うなど）を進めること

（３）出入国記録の確認

市町村教育委員会においては外国人の子供の就学状況の把握に際し、住民登録が行われている住所への居住の状況を確認するに当たっては、必要に応じて、東京出入国在留管理局に対する在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用すること。

３．学校への円滑な受入れ

（１）就学校の決定に伴う柔軟な対応

外国人の子供についても、市町村教育委員会においては、学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更に応じた取扱いを行うこと。特に、外国人の子供の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で、十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続きについて説明し、保護者の申し立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

（２）障害のある外国人の子供の就学先の決定

障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会において、日本国籍を有する子供と同様に、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「教育支援資料」（平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参考とし、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医

学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること。その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

なお、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当であること。

（３）受入れ学年の決定等

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠くなど、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められる場合には、学校において以下のような取扱いを講じることが可能であること。

なお、以下の取扱いに当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

- ・ 一時的又は正式に、外国人の子供の日本語能力・学習状況等に応じた下学年への入学を認めること
- ・ 外国において我が国よりも義務教育期間が短いために９年間の義務教育を修了していない場合は、学齢期であれば、本人の希望に応じて年齢相当の学年への編入学を認めること
- ・ 進級及び卒業に当たり、保護者から補充指導や進級、卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとること

（４）学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

外国人学校を退学するなどにより学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるように措置すること。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めること。さらに、本人の日本語学校等への在籍期間や本人、保護者の希望を踏まえ、望ましい時期に学校に入学させるなど、適切に対応すること。

（５）学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、市町村教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れが可能であること。

また、夜間中学を設置している自治体においては、夜間中学への入学が可能であるこ

とを案内すること。

(6) 高等学校等への進学促進

外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要である。このため、高等学校等への進学を促進する観点から、教育委員会において以下の取組が求められる。

- ・ 中学校等において、在籍する外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路相談等の取組を実施すること
- ・ 公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受験に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）等の取組を推進すること

4. 外国人関係行政機関・団体等との連携促進

外国人の子供の就学促進や就学状況の確認のため、教育委員会においては、首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局、各種学校担当部局等）との連携を図ることが重要である。さらに、公共職業安定所（ハローワーク）や各地域の出入国在留管理局等との連携を図ることについても考慮すること。

また、地域の国際交流協会や NPO 等の支援団体、外国人学校や日本語学校等の関係機関との連携も重要であり、日頃からこれらの機関との情報共有を図ることを通じて、連携体制を構築することが望ましい。

〒《郵便番号》
 《住所》《方書》
 《保護者氏名》 様
 【お子さまの就学指定校：《就学指定校》】

立 教 学 第 1 3 5 0 号
 令 和 2 年 7 月 3 1 日

たちかわしきょういくいいんかい
 立川市教育委員会

きょういくちょう こ まち くに ひこ
 教育長 小 町 邦 彦

たちかわしりつしょうがっこう にゅうがく し
 立川市立小学校への入学についてのお知らせ

あなたのお子さんは、来年小学校に入学する年齢になります。立川市立の小学校に

にゅうがく ばあい たちかわしやくしよ てつづ
 入学する場合は、立川市役所で手続きをしてください。

たいしょうじどう 対 象 児 童	2014/4/2 ~ 2015/4/1 生まれのお子さん
ばしょ じかん 場 所 ・ 時 間	たちかわしいずみちょう 立川市 泉 町 1156-9 たちかわしやくしよ ばんまどぐち 立川市役所 2F 61番窓口 たちかわしきょういくいいんかい がくむか がくむか 立川市教育委員会 学務課 学務係 TEL：042-528-4336 げつようび きんようび 月曜日 Mon ~ 金曜日 Fri 8：30 ~ 17：00
きげん 期 限	2020/9/4 (金曜日 Fri)
ひつよう 必要なもの	(1) ほごしゃ こ ざいりゆう とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ 保護者とお子さんの在留カード or 特別永住者証明書 (2) 印鑑



しょうらい にほん ちゅうがっこう にゅうがく にほん しょうがっこう そつぎょう ひつよう
 ※将来、日本の中学校に入学するためには、日本の小学校を卒業していることが必要
 です。

